

令和 2 年度 第 3 回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時	日時：令和 3 年 1 月 21 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 40 分
会場	静岡県労政会館 5 階会議室
出席者	<p>○ 委員（敬称略）</p> <p>土屋智（委員長）、小南陽亮（委員長代理）、浅見佳世、木村美穂、倉田明紀、五味響子、波多野初枝、原田健一（8 人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者）</p> <p>志村農林水産担当部長、藤田森林・林業局長、浅井森林計画課長、齋藤産業政策課長 他</p>
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 平成 29 年度事業等の検証</p> <p>(2) 検証・評価結果（案）の検討</p> <p>4 閉 会</p>
配布資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度整備箇所及び平成 28 年度以前の整備箇所のうち経過観察・再整備箇所の下層植生回復等の状況</li> <li>・ 評価結果・提言（案）</li> <li>・ 森の力再生事業評価委員会提言内容（第 2 期）</li> </ul>

結果概要

(1) 平成 29 年度事業等の検証

- ・植生の回復は、それぞれの標高に応じた植生によって行われるので、下層植生の回復状況の遅れの原因を単に高標高とするのではなく、他の要因も含めて総合的に分析したほうが良いとの意見が出された。
- ・竹林整備等の植生回復は、その後の管理方法が影響することから、事業効果を継続して発揮していく上でも、植生回復に影響があったその後の管理方法などの要因も記載しておくほうが良いとの意見が出された。

(2) 検証・評価結果（案）の検討

- ・令和元年度実施箇所については、事業目的にかなう評価が期待できると評価された。
- ・平成 29 年度以前に実施した箇所については、計画どおりの効果が期待できると評価された。
- ・事業効果の発信だけでなく、改めて事業目的を発信することが重要であるとの意見が出された。

令和2年度 第3回 静岡県森の力再生事業評価委員会 議事録

日時：令和3年1月21日（木）

午前：10時00分から午前11時40分

場所：静岡労政会館5階会議室

（齋藤 経済産業部管理局産業政策課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催します。本日の司会を務めます産業政策課の齋藤です。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況について御報告します。委員10名のうち8名の方に出席をいただいております。過半数を超えておりますので、評価委員会の設置要綱の規定に基づきまして、本委員会は成立しているということを御報告します。

はじめに、志村農林水産担当部長から御挨拶を申し上げます。

（志村 農林水産担当部長）

皆様、おはようございます。本日のこの評価委員会に際しまして、皆様方におかれましては大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろから本県の森林・林業行政につきまして、多大なる御支援、御協力をいただいておりますことを厚く感謝申し上げます。

この森の力再生事業につきましては、皆さん御承知のとおり、第2期計画の10カ年の本年度が中間年ということで、これまでの評価を踏まえまして、今後の計画につきまして検討してきたところでございます。

近年は集中豪雨の頻発などによりまして、さらに山地災害のリスクというのが高まっております。また一方、昨年夏には漁業者の団体の皆様からも、海岸に押し寄せる流木の対策について、対策をお願いしたいというような、そういった要望などもいただいております。

そうしたことから、県としましては、アンケート調査、あるいはタウンミーティングと、そういったことを通しまして、また各市町の首長さん、あるいは関係団体、経済団体、そういった方々のところを訪問いたしまして、多くの県民の皆様、あるいは企業の皆様と今後の事業継続について話し合う機会をつくりまして進めてまいりました。

その結果、昨年12月の県議会におきまして、この森林（もり）づくり県民税の5年間の延長ということにつきまして議決いただきまして、さらにこの5年間を進めていくということになったところでございます。

この事業を進めていくに当たりましては、今後ともやはり県民の皆様の御理解というのが大事だと思っております。その中におきまして、やはりこの事業を執行していくに当たりましては、この評価委員会におきまして、先生方の皆様の適切な評価をいただきまして、第三者の目からいろいろと検討していただきまして、これをしっかりと県民の皆様に伝えていく必要があると、こうした評価をいただいで進めていく必要があると考えております。

そういう意味で、ますますまた、この評価委員会の皆様の評価していく意義というのが大事になってまいりますので、ぜひ今後ともお力添えの方をよろしくお願いいたしますと思います。

本日の委員会では、整備後3年目の下層植生の回復状況の検証とともに、この森の力再生事業の評価と、今後の事業展開に向けた提言の取りまとめをお願いすることとしております。長時間の審議と

なりますけれども、本日も委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

(齋藤 産業政策課長)

それでは、本日の議事について説明をいたします。お手元の資料の次第を御覧ください。

議事は2つあります。議事の1つ目につきましては、平成29年度事業等の検証です。平成29年度に整備しました箇所を中心に、森の力の再生状況を調査した結果について事務局から説明いたします。御審議をお願いいたします。

議事の2番目につきましては、評価結果・提言(案)の検討です。森の力再生事業につきまして、評価結果及び来年度の事業実施に向けての提言について御審議をいただきまして、取りまとめをお願いいたします。

なお、本委員会につきましては、県で定めます情報提供の推進に関する要綱に基づきまして、公開対象となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、議事に移ります。今後の進行につきましては土屋委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(土屋委員長)

第3回の森の力再生事業評価委員会でございます。本年度これで終了ということで、最後の提言を出すということになるかと思えます。先ほど部長から紹介がありましたけれども、やはり山地災害の事例が各地で報告されるような事態であり、静岡県で起きないのが不思議なくらいであるという認識の方が現実的かと思えます。

そういった中で、これまで1期は過ぎて2期目に入っているわけですがけれども、この森の力の再生事業が果たしてきた役割は非常に大きいんじゃないかと思えます。当然のことながら、間伐等を進めれば広く明るくなるし、災害等に伴って発生するであろう流木というのも減少するということは当然期待されるわけでありますから、非常に有意義な事業であろうかと思えます。

これも今後さらに継続ということが出されたようでありまして、いかに効率的に進めて、いかに効果のある事業にしていくかというものが委員会に求められていると思えます。

そういった意味で、委員会の各専門家の委員の皆様と、それから事業を執行していく行政担当の皆様と一緒に、あとは事業者等も含めて、よりよい事業というのをつくっていかねばいけないという思っておりますので、そういった意味で今日のところは第3回の最後の委員会ということではありますけれども、よりよい評価結果、あるいは提言に向けて、委員の皆様からそれぞれ忌憚のない意見をいただいて、それを元に委員会として提言を出していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思えます。議事の1番は、平成29年度事業等の検証というところであります。事務局より説明をお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

森林計画課の刑部と申します。よろしく申し上げます。私の方からは、パワーポイントとスライドを使って説明させていただきます。お手元の資料なんですけれども、資料1というA4の紙と、あとA3折り込みの表になっているものがございます。A3折り込みの表にある青い線を引いた箇所なん

ですけれども、これが平成 29 年度の評価箇所として、平成 30 年度の第 2 回目の評価委員会で評価をしていただいた箇所として、そちらの調書と、あと 1 枚めくっていただくと赤い箇所があるんですけども、赤い箇所は後で説明しますが、今回経過観察になったという場所の箇所でございます。

青い箇所 22 カ所と赤い箇所 4 カ所等の詳細資料がこちらのカラーの図版になりまして、後で説明するんですけど、右肩の方にこの 1 枚目 5 と書いてありますが、この 5 というのがナンバー、私の説明でナンバーと言いますけれども、そちら右肩に書いてある数字のことでございます。

最後に、静岡県の地図の紙が 1 枚あります。ここまでの資料が今回、私の方で説明する一連の資料です。説明はパワーポイントの方でさせていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

平成 29 年度の整備箇所及び平成 28 年度以前の整備箇所のうち、経過観察になっていた箇所についてパワーポイントにて説明いたします。表題には再整備箇所とありますがけれども、今回は再整備箇所の該当はありません。

初めに、調査と評価の方法について説明します。1 枚目のスライドは下層植生の調査の方法についてです。下層植生の回復状況の調査は、本事業による整備の効果を確認するため、すべての整備箇所において行います。またこの調査は、事業実施時に県と整備者と権利者の三者で 10 年間の協定を締結するんですけども、その協定において実施が定められているものになります。したがって、調査者は協定によりまして権利者と整備者が実施いたします。調査時期は、整備から 3 年たった年度の 6 月から 8 月です。今年度は平成 29 年度の整備分が対象になっております。

調査方法としましては、実施時に設置しました 10m 四方の標準地の中に 5 m 四方の更新調査プロットを設置します。また、更新調査プロットは、群状または列状の伐採箇所に設置することとしております。そして、設置した調査プロットにおいて植生が地表を覆っている割合、これを植被率といいますけれども、目視による調査と、あわせてシカ等の獣害の有無や土壌浸食の有無など、周辺の状況や開空率なども確認いたします。

次は、評価の方法について説明します。評価の方法は、スライドの上の表のように、初めに調査プロットごとに植被率を評価いたします。評価は、「植被率が 20% を超える」ものを A、「10% を超え 20% 以下」を B、「10% 以下」を C とします。なお、A 3 横表で御確認いただけるんですけども、A についてさらに 20% ごとに細かく植被率を評価しております。

次に、各事業地の下層植生の回復状況の評価としましては、事業地内の全調査プロットの中で最も数が多い評価により区分することとしておりまして、表のとおり、A が最も多い場合は、「順調に回復している」、B が最も多い場合は、「今後下層植生の回復が見込める」、C が最も多い場合は、「現状では下層植生の回復が見込めない」と区分します。ただし、異なる区分が同数の場合などは、周辺の状況や下層植生に与える要因などを踏まえまして、総合的に判断することとしています。

それでは、本年度の調査結果について御説明します。資料 1 の 1 ページをあわせて御覧ください。初めに、平成 29 年度の森の力再生事業整備箇所についてですが、調査結果は表のとおり、対象の箇所は 144 カ所でございます。このうち、「下層植生が順調に回復している」と評価された箇所は 140 カ所、全体の 97.2% に相当します。「今後回復が見込める」と評価されたものは、下の表にありますが、富士宮市内の 4 カ所でございます。先ほど説明したように、A 3 の表では赤色で着色した箇所になります。この 4 カ所については経過観察としまして、来年度再調査することとします。

それでは、時間の関係から、「順調に回復している」という事例を 3 カ所と、「今後回復が見込まれる」とした 2 カ所について御説明いたします。

こちらは今回説明する箇所の位置図です。図面の赤い点が平成 29 年度に整備を実施した箇所 144

カ所になります。それでは、順調に回復している事例としまして、No. 12、南伊豆町下小野と、No. 59、静岡市葵区口坂本、No. 141、浜松市天竜区水窪町の整備地を説明した後に、今後回復が見込まれるとして経過観察としました富士宮市内の4カ所のうち2カ所、No. 46の根原とNo. 51の猪之頭を説明いたします。

では、順調に回復している事例の一例ではNo. 12、竹林広葉樹林等再生整備の箇所になります。先ほど説明したように、資料の右肩に番号がございまして、ページとしましては2ページ目の資料になります。No. 12、賀茂郡南伊豆町下小野の整備地は、平成29年度に町立南上小学校に隣接した1.06haの竹林を対象に、樹種転換のための竹林皆伐と広葉樹の間伐を実施しました。整備前と直後の状況は左側の写真のとおりです。この整備箇所につきましては、県民の皆様には事業の説明をいたしますリーフレットがありますけれども、こちらに整備の内容の説明と、校長先生の整備した後のヒアリングした内容を書かせてもらっているような、そんな整備箇所になります。

整備の前は、竹林の侵食とか、巨木化した広葉樹で下層植生が消滅しまして、土砂流出や倒木の危険性がありましたが、竹林を皆伐し、広葉樹の間伐をあわせて実施しました。また、若竹の適正な管理を継続して実施したところ、樹種転換が進みまして、本年度に実施した調査では、右側の写真のとおり、植被率が80%以上となりました。2プロット中すべての植被率が20%を超えるA評価となりましたので、整備地の評価としましては、「下層植生が順調に回復している」と評価しております。

続きまして、順調に回復している事例の2件目でございます。次は、人工林再生整備の整備箇所です。資料だと9ページになります。No. 59、静岡市葵区口坂本の整備地は、54.96haのスギとヒノキの人工林を対象に、40%の間伐率で環境伐を実施した箇所です。左側の写真のとおり、整備前の平成29年度には下草が全くないような荒廃した森林でした。

また、この整備箇所では周辺の森林において野生動物による食害が見られるなどもありましたので、対象森林において食害の発生が推測されておりました。したがって、一部で整備にあわせて獣害防護柵の施工も実施しております。その効果もありまして、3年後経過しました本年度には下層植生の回復が進み、中央の写真のとおり、植被率は40%ほどに回復しています。

また、右側の写真は樹冠と樹冠のすき間、これを開空率といいますけれども、その現在の様子になります。この整備地では10プロット中の植被率が、10%を超え20%以下のB評価の箇所が2カ所、また植被率が20%を超えるA評価が8カ所で、A評価の方が最も多くなりましたので、整備地の評価といたしましては、「下層植生が順調に回復している」と評価いたしております。

次に、順調に回復している事例の3例目です。資料22ページになります。No. 141、浜松市天竜区水窪町の整備地でございます。平成29年度に26.31haのスギ・ヒノキ人工林を対象に、45%の伐採率で環境伐を実施した箇所です。平成29年度の整備前、直後の状況は左側の写真のとおりです。整備前は、下層植生が10%以下の荒廃した森林でしたが、3年後の状況については、中央の写真のとおり、植被率が40~60%ほどに回復しています。全10プロット中では、植被率が20%を超えるA評価が10カ所すべてでありましたので、整備地の評価としましては、「下層植生が順調に回復している」と評価をしております。

続きまして、「今後下層植生の回復が見込まれる」という事例の4つのうちの1件目です。資料1ですと23と24ページになります。No. 46、富士宮市根原の整備地は、平成29年度に8.34haのスギ・ヒノキ人工林を対象に、35%の伐採率で環境伐を実施した場所です。本年度に実施した調査の結果、全8プロット中、植被率が10%以下のC評価が3カ所、10%を超え20%以下のB評価が2カ所、20%を超えるA評価が3カ所という調査結果により、最も多い評価はAとCが3で同数でした。

A評価が3カ所見られるように、一部では回復が順調に進んでいることから、整備の評価としましては、「今後回復が見込まれる」と判断しまして、経過観察してまいります。本整備地は標高が800から1,200mと高いこともありまして、下層植生の回復が遅れた要因の1つと考えますが、そのほかの要因についても経過観察の中で注意深く観察していきたいと思っています。

次に、今後回復が見込まれる事例の2件目でございます。資料の27、28ページに当たります。1点、資料27の訂正なんですけれども、1整備概要の権利者数に間違いがございまして、権利者数56と書いてありますけれども、正しくは「1」、1人でしたので、あわせて訂正します。

富士宮市猪之頭の整備地は、平成29年度に1.23haのスギ・ヒノキ人工林を対象に45%の伐採率で環境伐を実施した箇所です。整備の前の状況は左側の写真のとおり、下層植生はほとんど見られない荒廃した森林でした。本年度実施した調査の結果、全2プロット中、植被率10%を超え20%以下のB評価が2カ所という調査結果となりました。

本整備箇所も標高が800から1,000mと高いこと、シカの被害も一部で見られているという調査結果もございまして、写真のように、緩やかではありますが、回復している箇所もありますので、整備の評価としましては、「今後回復が見込まれる」と判断し、引き続き令和3年度も調査を行うこととしております。経過観察としました箇所でございます。

次に、平成28年度以前に整備した箇所のうち、経過観察となっていた箇所の下層植生の回復状況です。資料1のページですと2ページ目です。今回28年度以前の経過観察となっていた箇所につきましては、箇所数として2でございます。2カ所です。昨年度の調査において、今後回復が見込まれる調査地としておりまして、経過観察となった箇所でございます。その結果ですけれども、整備4年後となる本年度再調査をしたところ、2カ所とも「下層植生が順調に回復している」と判断できる調査結果になりましたので、その2カ所について説明いたします。

1カ所目は資料の31ページの箇所、No.145、静岡市清水区宍原です。本整備地は平成28年度に6.3haのスギ・ヒノキ人工林を対象に、40%の伐採率で環境伐を実施した箇所です。3年経過時の昨年度に植生の回復状況を調査したところ、本整備地は北向き斜面で地形的な要因などから、B評価のプロットが全7カ所中4カ所と優占しており、昨年度の評価においては経過観察という状態になっておりました。

本年度再調査を行いまして、右側のオレンジ色の写真のようですけれども、緩やかにではありますが下層植生が回復し、本年度の評価では20%以上のA評価の調査プロットが5カ所となりましたので、今年度の評価では整備地の評価として、「下層植生が順調に回復している」と判断するに至っております。

次は、経過観察調査箇所の2カ所目を説明いたします。資料は32ページ、静岡市葵区日向の整備地となります。平成28年度に3.9haのスギ・ヒノキの人工林を対象に40%の伐採率で環境伐を実施した箇所です。3年目の昨年度に調査をしたところ、本整備地は標高が800m程度と比較的高いことと、礫質で土壌分が少ない土壌であったため、B評価のプロットが3カ所と優占しておりまして、経過観察となっておりました。本年度調査したところ、右側のオレンジ色の写真の範囲のように、緩やかでありましたが、下層植生が回復し、本年度の評価では20%以上のA評価のプロットが4カ所と最も多くなりましたので、整備地の評価としまして、「下層植生が順調に回復している」と判断をするに至りました。

以上で今回説明する詳細な箇所の説明は終わります。

全体の調査をまとめますと、平成29年度の調査箇所144カ所については、140カ所で下層植生が

順調に回復、残る4カ所については経過観察としまして、来年度も今後継続して調査いたします。また、平成28年度以前に整備しまして経過観察となっております2カ所につきましては、順調な回復が確認できましたので、今回をもって経過観察を終了することといたします。それによりまして、平成18年度から平成29年度までに実施しました全箇所1,909カ所におきまして、経過観察の対象となった箇所につきましては4カ所のみになります。今回の調査についての報告は以上です。

(土屋委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明について何か御質問ございますでしょうか。資料も御確認をいただいて、スライドと同じですけれども、いかがでしょうか。

(浅見委員)

どうもこんにちは、ありがとうございました。しばらく欠席して申しわけありませんでした。

この事業自体は、荒れた森林をできるだけよりよい森林に変えていくという事業だというふうに認識しております。とすると、下層植生がいかにか回復して、土壌流出を防ぐかというところに、一番事業の効果があらわれているかというふうに思うんですが、例えば5、この資料の総合判定、一番下の方に5番というところ、ここがどんなふうに書かれているかというのが、非常に気になるところです。この中のことについて何点かちょっと気になることがありました。

1つは、この回復がよかったとか、悪かったとかという理由が書けているか、書けてないかというところに着目しますと、例えば1つ、「標高が高いため回復が遅い」というのが何カ所か出てきます。例えば今御説明いただいた分ですと、No.46、ページでいくと23ページですと、標高が要因となりということで、標高800から1,200mという事項が書かれています。

ただ、植生の方の視点からしますと、標高が低くても、それから標高が高くても、回復が変わらない、本来であれば、植生遷移という点からしますと、全く変わらない、速度も変わらない、高いところは高いなりなのが回復してきますし、低いところは低いなりなのが回復してきますので、高標高のため回復が遅いというのは、これは理解から外れるというふうに認識しております。

例えばNo.59、9ページを御覧になっていただきますと、これは標高1,000mから1,200mですが、「獣害防護柵の効果により、獣害も軽微であり」ということで、整備後3年という形のこういう植生の回復になっております。ですので、シカ害がなければ本来は1m程度のものが高標高であっても回復してきますので、そのところの認識をしっかりと持っていただいた上で、この評価というところをしていただくのが正当な評価につながるんじゃないかと思っています。

その意味で、やはりシカ害があるなとわかるので、例えば1ページ目ですと、イズセンリョウなどが回復したというのは、これはもうイズセンリョウというのは、シカの不嗜好性の代表的な植物の1つですので、やはりシカ害があるところで回復しているのはこんなものなんだとか、あるいは逆に先駆性の植物が戻ってきたよと書いているところは、十分に光が差し込んで、シカ害にやられることもなく、先駆性のものが出てきたんだということもわかりますので、種名をある程度代表的なもので構いませんので、書いていただくことによって、後々の評価される方が理解しやすくなるんじゃないかと思っています。

それからもう1点ですが、タケの皆伐について気になりました。例えば今御説明いただきましたNo.10、2ページ、それからもう1つ、比較のために見ていただきたいのが、12ページのNo.79です。

まずNo.79の方から見ていただきますと、総合判定、5番のところの最後の方に「また整備者によ



る継続的な整備により、タケの再発生も防がれている」というふうに、わざわざ明記されています。タケは1回伐採したくらいでは、またどんと回復してきて、1回伐採したきりでタケの再発生を防ぐというのはなかなか難しいのが周知の事実です。にもかかわらず、ここはやはり継続的にやったことによって、しっかりと再発生を防いでいるなというのが、この評価からわかるんですが、御説明いただいた12番、2ページの方ですと、その文章がないんですね。御説明の中では、しっかりと管理されたということをおっしゃっておられましたので、やはりそういうことが再発生を防いで、しっかりと整備の効果があつたんだということがわかるように書かれた方がいいのかなという気がしました。

その点からしますと、そのほかのところも、皆伐してしっかりと効果があつたというところは、実は周りに隣接したり、孤立した竹林をしっかりと刈り取ったのか、あるいは再発生をされてきたのか、が実は気になるころではありますが、そういった点を踏まえてしっかりと書いていただくことが、今後の効率的な、効果的な事業の進捗につながるんじゃないかと思います。

(土屋委員長)

事務局、今の御意見に対していかがでしょうか。

(浅井 森林計画課長)

森林計画課長の浅井です。事業の方を担当しております。よろしく申し上げます。

今2点御意見をいただきまして、ありがとうございます。2点とも共通しているのは、事業で整備したその効果といったものをいかに効果的にその事業を執行する中で、事業の目的である森の力の再生につなげていくかという御視点で御意見をいただいたのかなというふうに理解しております。

1点目の、単に標高が高いから回復の速度が遅かったというような、一義的な見方ではなくて、当然シカの被害であったりとか、総合的な影響というものもあるということで、そういったところをもう少し注意深く、総合的に評価をすることで、その整備の成果とか、今後新たな対応が必要なのかどうかという検討も必要になるんじゃないかということで、そういう御指摘だったかなと思いますので、今後の評価の中で、この3年後調査の中では、そういった複合的な視点で評価をしていきたいなというふうに考えております。

それから、2点目のタケの再発生というか、整備後のタケの管理ですけれども、こちら御指摘のあつたとおり、当然それをそのままにしておいては元に戻ってしまうということで、その後の管理の取り組みもあわせて書くことによって、事業の効果がそのまま継続していくかどうかということにつながると思いますので、そういった管理の部分といいますか、その部分をあわせて書くことによって、事業効果の活用ということを総合的に評価していきたいということを取り組みたいと思っております。

(土屋委員長)

よろしいでしょうか。そのほかには何かございますでしょうか。

(五味委員)

いつも御説明ありがとうございます。「森の力再生事業」は経済産業部の担当事業ということで森林・林業局森林計画課さんのご説明で、農林水産担当部長さんもいらっしゃいますし、大切な産業と

して林業をとらえているのだと思っています。

過去に昭和の最初のころですか、戦後ですか、たくさんの人たちが森を開き、植林をして人工林化したということで、静岡県の広大な上流部分が、元々は多分原生林だったところに、人間の力で新しい人工林をつくっていったという経緯があります。最初のころは、30年後にはこのスギ・ヒノキの林が、すごく豊かな富をもたらすだろうということで、一生懸命その方たちが植えたものは、産業の構造が変わってしまって、結局このままでは林業では経済的に立ちゆかないということで、管理に手間が割けなくなり、そして人工林が荒廃してきたという歴史ですね。

人間がずっと、人が切り開いてしまったからこそ、人工林というものは人間が管理していかなくちやいけない。しかし、たくさん的林業者が高齢化して、手が回らなくなっている部分もあるから、そこに税金を投入して、何とか人工林を荒廃しないようにしていきましょうというのが事業の目的ですよ。

それはすごくすばらしいことだし、こういうふう人間社会が変わっていった以上、それをやり続けていくのは、今の私たちの使命かなと思うんですけども、そうしますと、目的がそういうことだとすると、人工林の維持ということになってくるわけですけど、その人工林が、例えば災害のときに倒れてしまったり、開空部がなくなって、どんどん繁ってくることによって、人工林内の下層植生や土がなくなって森林の保水力がなくなり、それが災害につながるだろうから、そうならないようにということをやっているわけなんだと思います。

ですけども、状況のご説明を聞くと、下層植生が増えてきて、それを獣が食べなかったから、どんどん育ってきたということのお話はわかるのですが、将来的にこの森の力再生事業によってその下層植生の部分をもっと大きくしていきたいということの意味は何なのかというところが、ときどきわからなくなってきます。人工林をどういうふうにしたいのかなというところを考えたときに、こういうものが育ってきましたということ、その後はどういうふうにするのかな、ということをお聞きできますか。今年度の最後の評価委員会ということなので、将来的には森林をどのようにしたいのか。

人工林はたくさんのお金にはならないけれど、間伐をしていって木材として利用したいのか、あるいは、その元に茂り始めた広葉樹を戻して針広混交林にしていきたいのか。

そういうふう広葉樹が根を張るような森にしていくと、多分災害はもっと防げるような土になっていくだろうとか、私は学者じゃないからわからないんですけども、この事業で人工林整備をすることで、環境として大地の再生にもなっていくって、それがひいては人々の暮らしを安全にそして豊かにするんだというふうにとらえていました。そういう形に将来なっていくのかなというのを伺いたいなと思いました。

すみません、余計な質問かもしれないんですけども。

(土屋委員長)

事務局、どうぞ。

(浅井 森林計画課長)

今、人工林、それからその後の広葉樹林の御質問ですけども、今、委員の方からお話のあったとおり、戦後植林ということで、全国、本県も含めて、特に本県は全国に先駆けて植林したということで、非常に人工林が充実しております。県全体を見ますと、民有林40万haのうちの6割ぐらいがそういう人工林に今なっております。これは当時、非常にそういった木材が不足している社会情勢の

中で、少しでも多く木を植えて、そういった人工林を造成しようという先人の努力の中で、その6割という数字になりました。

ですが、社会情勢の中で、当時植林したところに比べると、今、その6割すべてを人工林として維持して、そして人工林として使っていくということは、やはり見直さなければいけないのかなというふうに考えております。

その中で、一方で今、国産材に回帰するというところで、国産材を使おうという運動が全国的に起きており、本県でも県産材の利用促進ということで進めているところです。

ですので、その人工林の中にも、これからも資源を循環させて、林業として森を整備し、維持管理、そして木材を生産するエリアと、それから一部については、役割の中で広葉樹に変移を促していく、もしくは針葉樹と広葉樹の混交林に促していく、そういうバランスというものが必要だなというふうに考えております。

その中で、公益性が高くて、なおかつ災害等の防止に非常に役割を果たすものについては、森林（もり）づくり県民税を皆さんからいただきまして、森の力再生事業で針葉樹と広葉樹が混じったような再生整備をするというような、全体のランドデザインとしてはそのような考え方の中で、その1つの手段としてこの事業を活用しているという考え方でございます。

（五味委員）

ありがとうございます。そうだといいなと思っていました。南方熊楠が神社の森が全部なくなっていく時の意見にも、自然の豊かさの価値を訴えたものがありました。今、本来の地球の力みたいなものをもう1回見直す時期に来ていて、その中で静岡県の林業対策も、針広混合林も含めて再生させていたり、あるいは今後の事業展開のための人工林をもって健康なものにするというふうなことも、両方とも総合的に考えていらっしゃるということを知って、うれしく思います。

そういうものもPRしてもいいのかな、というか、森林（もり）づくり県民税というのは、そういう事業展開も含めてPRしても、皆さんに訴えかけられるのではないかなと思います。人々が森の力というのは大切なんだということを気がついていると思うんですね。ですから、今の課長さんの「全体のランドデザインの考え方」のお話は、もしかしたらパンフレットなどに入れていただいた方がいいのかなと思いました。

あと、ほかの県で事業のモデルとして、ここはすごくそれがうまくいっているとかいう県などもあるのでしょうか。

（浅井 森林計画課長）

林業を推進するという意味でおっしゃったのか、それとも広葉樹の森づくりという意味でしょうか。

（五味委員）

森林の見直しみたいなものが進んでいるところがあるのかなと。もちろん県産材を使おうとかいう運動があるのは存じ上げていますけれども、ここはちょっとモデルケースというようなものが何かありますか。すみません、突然聞いてもだめですね。またいつかそういうお話を聞きたいなと思います。

（浅井 森林計画課長）

手持ちの情報がないものですから、また調べて情報提供させていただきたいと思っております。それによって、また本県の立ち位置とかの説明ができるかと思っておりますので、そこは勉強させていただきましてお答えしたいと思っております。きょうはちょっと御勘弁ください。

(五味委員)

わかりました、いつでも結構でございます。ぜひ教えてください。よろしくお願いいたします。

(土屋委員長)

議論の発端はといいますか、本来この事業の目的は一体何なんだというところをもう一度振り返ってというわけではないけれども、その視点はやっぱり置かなくちゃいけないだろうと。そういうことではなくて、この事業自体がルーチン化しているような感じが見えるんじゃないかというところからのスタートだと思うんですね。

ですから、そうじゃなくて、より一歩前に進むにはどうしたらいいのかという視点が欲しいなというところの、ベースとしてはそういったものがあるんじゃないかというふうに私ちょっと感じましたので、ルーチン化をなるべく避けるように、個々の、例えばそれはこの事業でどういった特徴があるかというふうなところをしっかりと反映していただくようなものがあるんじゃないかということかと思っております。それをどう伝えていくかというふうなことになるので、標高のところという話から端を発したんですけれども、意図としてはそういうところがあるんじゃないかというふうに私は感じました。

小南先生何かございますか、コメントを。

(小南委員長代理)

特にこれは回答を求めるものではなくて、意見ですが、実際こういう人工林に、管理不十分、もしくは管理放棄された人工林に、主に環境の改善を目的に施業を行うというのは、全国的にもいろいろな事例がありまして、私自身もいろいろ前の職場では試験研究もありましたし、いろいろな事例も見てきましたけれども、1つは、わかりやすくは、こんな森にするんだという目標林形ですけれども、この手入れをすることによって、将来こんな森になりますよというのを示すことができれば、非常にわかりやすいわけなんですけど、ただ特定のある箇所について、そういったものを定めるということは、可能は可能なんですけど、これは相当詳しくデータをとって、こうなるでしょうという予測をする必要があります。

場所場所によっても異なりますし、地形ですとか、斜面の傾斜とか、あと土壌の状態とか、そういう物理的な環境でも異なりますし、近くに種を供給するような広葉樹の森があるとかないとか、とにかくいろんな、その森林のこれまでの履歴とかも関わってきますし、いろいろな要素が関わってくるので、そういったものを全部加味して、そしてこの施業を行った後の回復状況も、当然先ほどの先駆性のものが入ってくるわけですけれども、その段階ではまだわからないわけですね。

その段階である程度後々の森林を形成するような若い木が、もう最初から入ってくるようなケースもありますし、最初はとりあえず先駆性の植物しか入ってこないようなケースもありますし、なかなかそういうのも入ってこないようなケースもある。その段階ではわからないんですね。結局、そういう目標、この森林をこうしたいという目標を定めるためには、相当詳しくデータをとって定めないと行かない。

それはこの森についてやろうと1カ所でやろうとすると、頑張っればできるわけなんです、千単位の箇所をやっていますので、ですからこの事業はとりあえず管理が行き届いていない、そういったこのままではいろいろよろしくないという森林に関して、私の感覚としては応急手当てをしているというそういう感覚で、とりあえずやらないといろいろまずいので応急手当てをしています。

先ほどから話が出ている、これはこの事業の目的として、将来この静岡県内のいろいろな森林をどういう姿にしていっていいか、あるいはこの事業を行ってきた森林が将来どうなるかというのは、もう少したった時点で少し考えていくと。

例えばもう一番最初に施業したところが、大体30年ぐらいたったとき、20年ぐらいたったとか、30年ぐらいたったとか、その時点でどうなっているかというのをまた再評価して、結局この事業でやった森はこんなふうになっていくだろうと。

それも一律ではないですね。あるところでは広葉樹が主体とした森に移り変わっていくような場所もありますし、針広混合林になるような場所もありますし、あとこれは地域の事情によりますけれども、例えば森林組合がしっかりしているような場所ですと、やはり人工林として育成していこうというような場所もあるでしょうし、そういったいろいろなケースが出てきますので、そういったある程度もう少し時間がたった時点で、こういったケースはどれぐらい、こういったケースはどれぐらいと評価した上で、初めてこの事業が、例えば100年後ぐらいに、気の長い話なんですけれども、森林相手ですからしょうがないんですが、70年後とか100年後とか、それぐらいにこの事業を行った森林が、結局効果として静岡県内の森の姿はこういうふうにしていったということがやっとなってくる、客観的にわかってくるという状態なので、現時点で切って3年後とか5年後で下層植生がこうなったというそういうデータ、しかも少し抽出的にやったデータだけでは、そういった将来こういう目標になるというのを定めるということは、技術的に非常に困難ですので、現在はその応急処置をする。で、応急手当てをした結果、将来はもう少し時間たってから、また少し御検討いただいて、そういった長期的な評価をしていくということも考えていただければいいんじゃないかなと。そしたらその段階でこんな森になりますよという話が少しずつできるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

(土屋委員長)

それでは、ちょっと時間も過ぎましたので、議論した内容につきましては、次年度の事業に反映できるところから反映していただいて、それを元にまた事業を進めていただくということになるかと思いますが。

きょうの議論のところは、下層植生の回復が見込めるとしたのが4カ所ですけども、これについては継続観測でよろしいかということと、これについての必要な対応をとりますよということなんです。これについてはよろしいでしょうか。(「了解」の声あり)それはそのようにお願いしたいと思います。

それでは、評価書の案の検討に入りたいと思います。議事2の評価結果・提言のこれは案ですけども、検討について事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(加藤 産業政策班主査)

事務局から、評価結果・提言(案)について御説明させていただきます。皆様、資料の2を御準備ください。こちらについては、これまでの評価委員会での議論を踏まえて、その結果を評価結果とあわせて提言としてまとめ、事務局案としてお示しさせていただきます。

まずは1の評価結果から順番に御説明させていただきたいと思います。

まずは(1)についてです。(1)は新規の事業実施状況ということで、こちらの対象につきましては令和元年度、昨年度に森の力再生事業を実施した145カ所、面積にして1,164haのところになります。こちらにつきましては、第2回評価委員会及び現地調査にて、21カ所を抽出して詳細に御検証していただきました。その結果、これまでのところ特段の御意見とか御指摘というところがなかったということで、こちらについては「事業目的にかなう効果が期待できる」と評価しております。

続きまして(2)になります。(2)は整備が終わった森林の回復状況等ということになります。こちらの対象につきましては、先ほど説明させていただいたところになります。平成29年度に事業を実施した144カ所、面積にして1,040ha、及び平成28年度以前に事業を実施した箇所のうち、経過観察をして調査した2カ所、10haということになります。

こちらにつきましては、先ほど御検証いただきまして、平成29年度分につきましては、97.2%の箇所で下層植生が順調に回復しているということを確認していただきました。また、あわせて平成28年度以前の分につきましても、対象箇所2カ所すべてで下層植生が順調に回復しているということをお確認いただきましたことから、こちらについては計画どおりの効果が期待できると、そういった形で評価の方をさせていただいております。

続きまして2番目になります。来年度の事業の実施に向けての提言という形で事務局案をお示しさせていただきます。こちらは全部で5つございます。順に御説明いたします。

まずは(1)についてです。こちらについては、第2回委員会にて中部電力さんが停電回避のための伐採に森の力再生事業と連携して取り組んでいると、そういった事例の方を御提示いただきまして、民間事業者と連携して事業を実施することの重要性、こちらについての御意見をいただいております。また例年、他の関連施策などとの連携についてもということで、御意見をいただいていることでもありますので、こちらにつきましては、「事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。」として、今回提言案に含めさせていただいております。

続きまして(2)についてです。こちらについては、11月に開催させていただきました現地調査にて、林内に残っている伐採木の有効利用の必要性、こちらについての御意見をいただいております。こちらを踏まえるような形で、今回提言に入れ込んでいる形になります。森の力再生事業は、伐採した木材については、土砂の移動を防止するために横方向に並べるなどの活用をすることとしておりまして、この考え方を引き続き定着させる必要があるというようなこともあります。

また例年、木材だけでなく、竹材の利用についても御意見をいただいているということもありますので、こちらを踏まえまして、「伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください。」ということをお今回提言案として入れさせていただいております。

(3)についてです。こちらについては、第2回委員会で新規事業者の参入についての御議論をいただいたときがあります。この際に、森の力再生事業の効果を今後もしっかりと発揮していくためには、事業者さんには、森林整備に関する技術ですね、それと作業の安全の確保、こちらが必要であるということの御意見をいただいております。こちらのことを踏まえまして、「事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。」ということをお提言案として含めさせていただいております。

続きまして(4)についてです。こちらについては、第2回委員会にて、二酸化炭素の吸収量等の環境に対する効果などを数値で示した方がいいといったような御意見や、実際に作業している場所で、横断幕を付けてPRしているような場所を見ていただいた際に、効果と事業を一体で発信していくと

こういう取り組みはいいので、これは継続していった方がいいというようなことの御意見の方をいただいております。

先ほど 29 年度以前の評価をしていただいた際にも、今後の将来的な森林の持っていく方とか、そうしたところもしっかり PR していった方がいいといった、そういうようなところで、いろんな具体的な事例をお示しいただきながら、事業の効果をわかりやすく伝えるということの重要性についての御意見をいただいております。

また、第 3 回委員会についてなんですが、こちらで紹介させていただいたんですけれども、県民への意見調査の結果というものを紹介させていただきまして、こちらの結果をうまく活用して、結果に含まれている様々な属性に応じて多様な広報をしていく必要があるんじゃないかというような御意見もいただいております。

こういったことを踏まえまして、「納税への理解が一層促進されるよう、事業の効果を分かりやすく情報発信するとともに、ソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。」ということで、提言案に含めさせていただいております。

最後になります。(5)についてです。こちらにつきましては、第 2 回委員会にて、事業に取り組もうとする事業者さんにも情報をしっかり届けて、参入しやすい環境づくりをしていくことが、事業の透明性を確保していく上で重要であると、こういった御意見をいただいたことを踏まえまして、こちらの提言案を入れさせていただいております。案といたしましては、「県民に対する情報発信だけでなく、森の力再生事業に取り組もうとする事業者に向けての情報発信の方法を検討してください。」ということで入れさせていただいております。

なお、1 枚めくっていただきまして参考 1 について、こちらに平成 28 年度から令和元年度までの提言についてもまとめてございますので、御審議の参考にしていただけたらと思います。

以上で、評価結果・提言(案)の御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(土屋委員長)

それでは、この資料 2 に沿って事業評価をしていただきたいと思います。

まずは 1 番の新規事業の実施状況というところからですが、こちらについては、令和元年度に事業を実施した評価結果というのは、そこに結果がありますけれども、いずれも「事業目的にかなう効果が期待できると評価します」ということについて御意見ございますでしょうか。このとおりでよろしいかということなんですが、結構ですか。(「了解」の声あり)

それでは、こちら(1)はこのとおりということで、次は(2)ですね。整備が終わった森林の回復状況等について、平成 29 年度に実施した 144 カ所、先ほどちょっと説明がありましたが、それと平成 28 年度以前に事業を実施した箇所のうち、経過を調査した 2 カ所について、2 カ所はその後 A に転じたという報告でしたけれども、その結果、「整備が完了して 3 年目以降の箇所の下層植生の回復状況等について検証した結果は、計画どおりの効果が期待できる事業であると判断します。」というのが原案でございますが、これについてはいかがでしょうか。これもよろしいでしょうか。おおむねこのとおりであったかと思っております。(「了解」の声あり)では、1 の評価結果につきましては、このとおりで、評価結果とするというふうなことにしたいと思います。

それと 2 番目ですね、来年度の事業の実施に向けての提案ということで、こちらは順番に、5 項目ありますので、順番に御意見を伺った方がよろしいですね。

それでは、(1)の「事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や民間と

の協働を進めてください。」ということでございます。これについてはいかがでしょうか。

参考1を見ますと、平成28年度からのところでは、これはずっと出ているわけですね。この事業はやはり単独で動いているわけではないので、そういったところでの重要性というふうなところが指摘されているんだろうというふうに思います。いかがでしょうか。よろしいですか、この提言をすると。（「了解」の声あり）わかりました。

それでは2番目、(2)でございますけれど、こちらも参考等を見ていただいて、原案は「伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください。」ということですが、前回の、これもかなり出ていますね、令和元年度、平成30年度、平成29年度にも出ているということなので、これもよろしいでしょうか。（「了解」の声あり）

それでは3番目に行きます。「事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。」ということでありまして、これも平成28年度から、若干文言のちょっと違いはありますが、常に提言として中に含まれているものであるというふうなことでございますが、いかがでございますか。やはりこれも必要ということではよろしいでしょうか。（「了解」の声あり）

それでは4番目、「納税への理解が一層促進されるよう、事業の効果を分かりやすく情報発信するとともに、ソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。」ということでございます。これは、そうですね、県民への広報のところでありまして、これも、平成29年度がちょっと提言としてはないんですけども、ほかは全部入っているわけですね。いかがでしょうか。初めて「ソーシャルメディア」という言葉は出てきているかとは思いますが、

（五味委員）

だんだん進化してきてこれになってきたのかなと思うんですけども、さっき言った意見は、やはり事業目的みたいなものをときどき数年に1度はもう1回、何というんでしょう、県民の方に広報するという意味で、ただ効果だけを情報発信するのではなくて、その目的とかが本当に森の力の回復であって、それは本当に県民生活にすごく影響があるんだよということをとときどき言うとか、思い出してもらおうというような広報も必要なのではないかなと思うので、平成28年度のをちょっと参考にして、少し、「多様な情報の発信の方法を検討する」というところは、このままでいいと思うんですけども、その前の「納税への理解」というところの前にもう一言付けてもいいのかなというふうに私はちょっと思いました。

（土屋委員長）

そのほかいかがですか。余り効果効率というふうなことに絞ると、やはりそれは事業は一体何のためというふうなところがちょっとぼけますので、それはちょっと今回御意見があったとおりになってしまいうんですね。でも「事業の効果」で、「効果」をなくすと、「事業をわかりやすく」とすると、一般的過ぎて、余り何となく品がないので。

（五味委員）

「事業の目的と効果」とか。「目的と」と入れるとかというのはどうでしょうか。

（土屋委員長）

2つ入れましょうかね。いかがですかね、それで。簡単には、ここの「事業の効果」を「事業の目



的と効果をわかりやすく情報発信するとともに」というふうに変えたらどうかということですが、こちらの方が丁寧ですね。と思います。いかがですか。よろしいですか。（「了解」の声あり）

それでは、このところは「事業の目的と効果」というふうに修正したいと思います。事務局、よろしいでしょうか。それではその訂正をお願いします。

それで5番目は最後までございますけれども、「県民に対する情報発信だけでなく、森の力再生事業に取り組もうとする事業者に向けての情報発信の方法を検討してください。」ということですが、何か御意見ございますか。「方法」ということではないのかな、「情報発信」？何となく、これはいつも出てないのかな。「事業者への情報発信」は新しいんですね。そうですね。いかがでしょうか。ちょっと時間をとっていいかな。御意見ございますか。

（五味委員）

「方法」をとって「情報発信してください」と。

（土屋委員長）

そうですね、今見ると、「方法」と入れると、何となくこの方法、じゃ何があるのみたいなことになるんじゃないかということになりますので、これは要するに、その情報が事業者に伝わってほしいということだということであれば、「情報発信を検討してください」でいいのかな。事務局、いかがですかね。

（事務局）

大丈夫です。

（土屋委員長）

では、そのように「事業者に向けての情報発信を検討してください。」ということで、若干細かいところの修正がありました。1から5番、来年度の事業実施に向けての提言、もう一度見ていただいて何か質問、御意見ございますでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。

それでは、先ほど(4)番目の「事業の効果」を「事業の目的と効果」とする。それから5番目の最後の「事業者に向けての情報発信の方法を検討してください」を「情報発信を」に変えるというふうなことで、こちらの原案を了としたいということでございますが、よろしいでしょうか。（「了解」の声あり）

この後、若干事務局とで細かい文字等の字句修正みたいなところが出ましたら、それは委員長に一任をお願いしたいと思います。そのように進めてよろしいでしょうか。（「了解」の声あり）では、そのようにお願いしたいと思います。

これにつきましては、きょうの取りまとめの評価結果・提言は、2月3日に私と小南委員長代理が経済産業部長に報告する予定になります。御承知おきくださるようお願いいたします。小南先生、よろしく申し上げます。

本日の議事はこれで終了ということになります。委員の皆様には御意見いただきましてありがとうございました。以後の進行を事務局にお渡しします。

（齋藤 産業政策課長）

皆様、長時間にわたります御審議ありがとうございました。最後に、志村農林水産担当部長から御挨拶を申し上げます。

(志村 農林水産担当部長)

本日は長時間にわたる御審議ありがとうございました。また今、評価といたしまして、事業の目的にかなう効果が期待できるなどの評価をいただきました。また、提言といたしまして、事業の目的と効果をわかりやすく情報発信するというような、そういった御提言もいただきました。誠にありがとうございました。

本日のこの議論の中で、やはり評価の方法も少ししっかりと分析しなさいという話から始まりまして、この事業の本来の目的、あるいは目標といえますか、そういったものの根本にかかる議論もお聞かせいただきました。大変ありがたく思っております。そうしたことを踏まえまして、今後生かしていく必要があると思っております。

なお、その話の中で私として先生方からいろいろと詳しいお話をいただきましたので、私があれこれ言う話ではないと思いますが、私としてはそれに加えまして、やはり林業が産業として成長になりますと、そういった林業にしていくということが、もう一つ大事なことだと思っております。ですから、そこにつきましても経済産業部としてしっかり進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方の御支援の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は誠にありがとうございました。

(齋藤 産業政策課長)

それでは、以上をもちまして令和2年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会を終了します。本日はありがとうございました。